食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱

平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号－４
一部改正　平成１８年３月３１日付け１７農畜機第４９１３号
一部改正　平成２０年４月３０日付け２０農畜機第４９０号
一部改正　平成２０年１２月１日付け２０農畜機第３４７１号
一部改正　平成２４年４月２７日付け２４農畜機第３７２号
一部改正　平成２５年３月２８日付け２４農畜機第５３３０号
一部改正　平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４６７号
一部改正　平成２９年３月１６日付け２８農畜機第６２６２号
一部改正　平成３０年３月２０日付け２９農畜機第６５７７号
一部改正　令和　２年３月２４日付け　元農畜機第７６９４号
一部改正　令和　３年３月２５日付け　２農畜機第７００２号
一部改正　令和　４年３月２８日付け　３農畜機第６９１１号
一部改正　令和　５年３月２７日付け　４農畜機第７０８１号
一部改正　令和　６年３月２７日付け　５農畜機第８４８５号
一部改正　令和　７年３月２８日付け　６農畜機第８５０７号

我が国の食肉需要は、加工用需要が大きな役割を果たしているが、我が国の養豚経営及び肉用牛経営の安定を図るためには、加工用需要の一層の拡大を図るとともに、畜産副生物の新規用途開発の推進等による高付加価値化が重要となっている。

近年、食品の製造・加工工程におけるＨＡＣＣＰが義務化されるなど、食肉・食肉加工品における消費者の商品選択の機会拡大や、安全性の更なる向上及び二酸化炭素排出削減等の環境問題への対応といった社会的要請に応じることが喫緊の課題となっている。

さらに、ＴＰＰ等の発効により、他国産ハム・ベーコンに係る関税が最終的に無税となること等を踏まえ、我が国の食肉加工品について、競争力の強化を図っていく必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、これらの課題に対する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成１４年法律第１２６号）第１０条第２号の規定に基づき補助することとし、もって国産食肉の需要拡大及び畜産副産物の高付加価値化及び衛生管理の向上に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８－１号）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５３７６号）

に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、日本ハム･ソーセージ工業協同組合（以下「ハム組合」という。）とする。

第２　事業の内容

この事業は、ハム組合が食肉加工業者等に対して貸し付ける国産食肉及び畜産副生物の新規用途開発、製品等の品質・衛生管理及び環境対策のために必要な機械・装置等を取得するのに必要とする資金に充てるための貸付機械取得資金（以下「貸付機械取得資金」という。）を造成する事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

１　貸付けの相手方の範囲

（１）ハム組合が貸付けを行う相手方（以下「借受者」という。）は、次に掲げる要件の全てに適合する食肉加工業者及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた者とする。

ア　ハム組合の組合員であること。

イ　貸付機械を利用して国産食肉若しくは畜産副生物を使用した新製品の製造若しくは販売を行う計画、品質・衛生管理の高度化を行う計画又は環境対策の向上を行う計画を有していること。

（２）ハム組合は、ハム組合の組合員以外の者に対して貸付けを行うときは、あらかじめ別紙様式第１号の食肉加工施設等整備リース事業貸付相手方承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

２　貸付機械・装置等の範囲

貸付けの対象となる機械・装置等（以下「貸付機械」という。）の範囲は、国産食肉又は畜産副生物の利用の促進を図るために使用される次に掲げるものとする。

（１）新製品の開発を行うために必要な調整又は保管のための機械・装置

（２）製品等の品質・衛生管理に必要な機械・装置等

（３）二酸化炭素の排出量削減及び動植物性残渣及び汚泥の減量又は再生利用に必要な機械･装置

３　貸付期間

貸付機械の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数をいう。）以内とし、ハム組合が別に定めるものとする。

４　貸付期間終了後の貸付機械の取扱い

貸付期間が終了した貸付機械は、ハム組合が回収するものとする。ただし、

次に掲げる場合については、ハム組合が別に定めるものとする。

（１）借受者が貸付期間終了後も引き続き貸付機械の貸付けを希望する場合

（２）借受者が貸付期間又は（１）の貸付期間の終了後において、貸付機械の買取りを希望する場合

５　貸付料の基準

貸付料の年額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税及び地方消費税の合計額をその基準とし、ハム組合が別に定めるものとする。

（１）基本貸付料

貸付機械の取得価額を貸付機械の貸付期間で除して得た額

（２）附加貸付料

貸付機械の取得価額にハム組合が別に定める利率を乗じて得た額から基本貸付料を控除して得た額に貸付機械の貸付期間を除して得た額

６　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

（１）ハム組合は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、機械・装置等の貸付けを受けようとする全ての借受者から、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした環境負荷低減チェックシートの提出を受けるものとする。

また、第４の１の事業実施要領に基づき、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、借受者から事業実施期間中に実施したか否かをチェックした環境負荷低減チェックシートの提出を受けるものとする。

（２）ハム組合は、第４の２の事業実施計画承認申請時に自らの事業実施期間中に実施する旨をチェックした環境負荷低減チェックシートを理事長に提出するものとする。

第３　資金の造成及び管理運用

１　ハム組合は、機構からの補助金及びハム組合の総会又は理事会の決議により造成が決定され、繰り入れることとされた財産をもって貸付機械取得資金を設けることとし、基本貸付料、附加貸付料、第２の４のただし書による収入（以下「継続貸付料等」という。）、貸付機械取得資金の運用による果実（以下「運用益」という。）及びその他事業の実施により得た収入は、その全額を貸付機械取得資金に繰り入れるものとする。

２　ハム組合は、貸付機械取得資金を他の勘定と区分して経理するものとする。

３　ハム組合は、次に掲げる場合を除き、貸付機械取得資金を取り崩してはならないものとする。

（１）貸付機械の取得に要する経費に充てる場合

（２）附加貸付料、継続貸付料等、運用益及びその他事業の実施により得た収入（以下「附加貸付料等収入」という。）から、本事業の実施に要する固定資産税及び損害保険料等を支払ってなお残額が生じたときにおいて、それらの額を限度として、理事長の承認を得て事業の推進のために支出する経費に充てる場合

４　ハム組合が、貸付機械の取得のため、貸付機械取得資金のうち機構補助金により充当された部分から使用できる額は、１の規定に基づき貸付機械取得資金に繰り入れられた財産の額を限度とする。

５　ハム組合は、次に掲げるそれぞれの額を機構に返還するものとする。

（１）事業実施期間終了後、貸付機械取得資金に残額が生じた場合には、当該残額に機構の補助率を乗じて得た額

（２）事業実施期間中であっても貸付機械取得資金に残額が生じることが見込まれるため理事長から返還の指示があった場合には、当該指示のあった額

第４　事業の実施

１　事業実施要領の作成

ハム組合は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税等の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　事業実施計画の作成

ハム組合は、事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第２号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施計画承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）貸付機械取得資金負担の増加を伴う事業費の増

３　事業の実施期間

この事業による貸付機械取得資金から充てることのできる貸付機械の貸付けに係る貸付決定の期間は、令和５年度から令和９年度までとする。

第５　事業の推進指導等

ハム組合は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連

携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第６　機構の補助等

１　機構は、予算の範囲内において、第３の１の規定に基づき繰り入れた財産の額（別紙様式第３号による補助金交付申請書の記の３の繰入財産の合計額）又は理事長の定める補助限度額のいずれか低い額を限度として、ハム組合が第２の規定に基づき貸付機械取得資金の造成を行うのに要する経費につき定額補助するものとする。

２　ハム組合は、第２に規定する事業を実施するのに要する経費につき支出するものとする。

第７　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請等

ハム組合は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第３号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業補助金交付申請書及び概算払請求書を理事長に提出するものとする。

２　事業の変更承認申請

ハム組合は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第４号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

第８　資金の管理状況報告等

１　補助金の実績報告

ハム組合は、機構からの補助金を貸付機械取得資金に入金管理した日から起算して１か月を経過した日までに、別紙様式第５号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業資金造成実績報告書を理事長に提出するものとする。

２　事業の実績報告等

ハム組合は、事業を実施した年度の翌年度の４月３０日までに別紙様式第６号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実績報告書を作成するとともに、第２の６の規定に基づき借受者から提出を受けた環境負荷低減チェックシートを取りまとめの上、その一覧を作成し、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした自らの環境負荷低減チェックシートと併せて、３

の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業資金管理状況報告書に添付して理事長に提出するものとする。取りまとめた環境負荷低減チェックシートの一覧には、借受者の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

３　資金の管理状況報告

ハム組合は、毎年度、当該年度の資金管理状況を取りまとめ、翌年度の４月３０日（貸付機械取得資金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して１か月以内）までに、別紙様式第７号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業資金管理状況報告書を理事長に提出するものとする。

第９　消費税及び地方消費税の取扱い

１　ハム組合は、機構に対して第７の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、第３の３の規定に基づき貸付機械取得資金を取り崩して充てることができる経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　ハム組合は、第８の２に係る事業実績を報告するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告しなければならない。

３　ハム組合は、１のただし書により第８の２に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第８号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を貸付機械取得資金に返戻しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第８の２に係る事業実績報告書を提出した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

４　ハム組合は、貸付機械取得資金を閉鎖した後において、消費税及び地方消費

税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第９号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（貸付機械取得資金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、基金を閉鎖した日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第１０　帳簿等の整備保管等

１　ハム組合は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、ハム組合に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第１１　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附　則（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第４８号）

１　本要綱の制定に伴い食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業助成実施要綱（平成元年９月２９日元畜団第１０３５号）は廃止する。

２　この要綱の制定前の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業助成実施要綱（平成元年９月２９日元畜団第１０３５号）による補助については、本事業による補助とみなす。

附　則（平成１８年３月３１日付け１７農畜機第４９１３号）

この要綱の改正後の規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月３０日付け２０農畜機第４９０号）

この要綱の改正は、平成２０年４月３０日から施行する。平成２０年４月１日からこの要綱に定める事業を実施している場合の補助については、この要綱による補

助とみなす。

附　則（平成２０年１２月１日付け２０農畜機第３４７１号）
この要綱の改正は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月２７日付け２４農畜機第３７２号）
この要綱は、平成２４年４月２７日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年３月２８日付け２４農畜機第５３３０号）
１　この要綱の改正は、平成２５年３月２８日から施行する。
２　この要綱による改正後の規定については、第２に規定する平成２５年度の事業の実施から適用する。

附　則（平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５４６７号）
この要綱の改正は、平成２６年３月３１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年３月１６日付け２８農畜機第６２６２号）
この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２０日付け２９農畜機第６５７７号）
この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２４日付け元農畜機第７６９４号）
この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２５日付け２農畜機第７００２号）
この規程の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日付け３農畜機第６９１１号）
この規程の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２７日付け４農畜機第７０８１号）
１　この要綱の改正は、令和５年３月２７日から施行する。
２　この要綱による改正後の規定については、第２に規定する令和５年度の事業の実施から適用する。

附　則（令和６年３月２７日付け５農畜機第８４８５号）

１　この要綱の改正は、令和６年３月２７日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定については、第２に規定する事業の令和６年度の実施から適用する。

附　則（令和７年３月２８日付け６農畜機第８５０７号）

１　この要綱の改正は、令和７年３月２８日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定については、第２に規定する事業の令和７年度の実施から適用する。

別紙様式第１号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業
貸付相手方承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

食肉加工施設等整備リース事業を実施するに当たり、組合員（会員）以外の下記の者を貸付相手方として定めたいので承認願いたく、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第２の１の（２）の規定に基づき申請します。

記

１　貸付相手方名

２　貸付相手方とする理由

３　添付書類
貸付相手方の定款、業務方法書
（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのＵＲＬを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第２号

令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施計画（変更）承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度において、下記のとおり令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業を実施したいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第４の２の規定に基づき申請します。

変更承認申請の場合は、〔令和 年 月 日付け 農畜機第　　号で承認のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第４の２の規定に基づき申請します。〕とすること。

記

１　事業の目的
（変更承認申請の場合は、「変更の理由」として記載すること。）

２　事業の内容　　（単位：円）

内　　容	事業費 ①＝②＋③	負担区分		備　考
		資金 ②	その他 ③ (　　)	
貸付機械購入費 固定資産税 損害保険料 事業推進費	円	円	円	
合　計				

（注）１　貸付機械の貸付予定及びそれぞれの内容ごとに積算基礎等の詳細な資料を添付すること。

２　必要に応じ内容を追加するとともに、変更承認申請の場合は、上段に変更前計画を（　）書きし、変更後計画を下段に実書きすること。

３ 資金使用計画

（単位：円）

区　分		令和　年度	備　考
前年度繰越金（A）			
（うち附加貸付料等収入相当額）			
収入	補助金受入		
	自己資金		
	基本貸付料		
	附加貸付料		
	継続貸付料等		
	運用益		
	計（B）		
支出	貸付機械購入費		
	固定資産税		
	損害保険料		
	事業推進費		
	計（C）		
次年度繰越金 （A）＋（B）－（C）			
（うち附加貸付料等収入相当額）			

４　事業実施予定期間

令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

５　添付書類

環境負荷低減チェックシート

別紙様式第３号

令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械
取得資金造成事業補助金交付申請書及び概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年度において、下記のとおり食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業を実施したいので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第７の１の規定に基づき補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　資金造成計画
（１）資金造成必要額
（２）同上の算出基礎

（単位：円）

造成年度 区　分	年度	年度	年度	計
１　機構補助金				
２　繰入財産				
計				

４　概算払請求額、振込先

５　事業完了（貸付機械取得資金に補助金が入金管理される日）予定年月日

６　添付書類

（１）定款、業務方法書

（２）最近時点の事業（業務）報告書及び当該年度の事業（業務）計画書

（３）ハム組合の総会の決議により造成が決定された貸付機械取得資金に、総会又は理事会の決議により繰り入れることとされた財産のうち、本資金として入金管理された額を証する金融機関の発行する書類

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのＵＲＬを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第４号

食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業
補助金変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第７の２の規定に基づき申請します。

記

１　変更の理由及び内容
（注）承認のあった内容等と変更等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２　関係書類
（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのＵＲＬを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第５号

令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得
資金造成事業資金造成実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で交付決定通知のあった食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業に係る資金の造成について、下記のとおり実施したので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第８の１の規定に基づきその実績を報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

３　資金造成額　　（単位：円）

区　　分	計　　画	実　　績	備　　考
１　機構補助金 ２　繰入財産			
計			

４　事業完了（貸付機械取得資金に補助金が入金管理された日）年月日
令和　　年　　月　　日

５　添付書類
交付を受けた補助金が、貸付機械取得資金として入金管理されたことを証する金融機関の発行する書類

別紙様式第６号

令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得
資金造成事業実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年　月　日付け　農畜機第　号で事業実施計画の承認があった食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業について、下記のとおり実施したので、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第８の２の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容　　（単位：円）

内　　容	事業費 ①＝②＋③	負担区分		備　考
		資金 ②	その他 ③ （　　）	
貸付機械購入費 固定資産税 損害保険料 事業推進費				
合　計				

（注）１　貸付機械購入費の貸付機械・借受者の一覧表及びそれぞれの内容ごとに積算基礎等の詳細な資料を添付すること。
２　必要に応じ内容を追加するとともに、実績額の上段に計画を（　）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

３　事業実施期間
令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

４　添付書類

環境負荷低減チェックシート（又はその一覧）

別紙様式第７号

令和　　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得
資金管理状況報告書（令和　年　月　日）

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　　年度の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金の管理状況について食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第８の３の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　貸付機械取得資金の管理状況
別紙のとおり

２　資金に積み立てられた資金の運用状況

（単位：円、％）

番号	運用形態	運用の元金	運用利率(年利)	運用日数・期間	運用益
計	－	－	－	－	

（注）１　この表は、当該年度に資金に積み立てられた資金の運用益として、現に現金で入金されたもののみ記入すること。
２　○○利付債券、○か月定期などの運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

3　貸付機械貸付状況

（1）種類別貸付状況

貸付機械の種類	期首貸付		当期貸付		当期回収		期末貸付	
	台 数	金 額	台 数	金 額	台 数	貸付料	台 数	金 額
計								

（2）相手先別貸付状況

相手先名	期首貸付		当期貸付		当期回収		期末貸付	
	台数	金 額	台数	金 額	台数	貸付料	台数	金 額
計								

4　添付書類

（1）資金に積み立てられた資金の運用益の算出根拠となる金融機関の発行する証明書（写）

（2）資金の残高を証する金融機関の発行する証明書（写）

（3）別紙様式第６号の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実績報告書

別　紙

1　令和　年度貸付機械取得資金の管理状況　（単位：円）

区　　分		現金ベース ①	増加要因 ②	減少要因 ③	発生ベース ①＋②－③
前年度繰越金　A					
（うち附加貸付料等収入相当額）					
収入	補助金収入		（本年度未収金）	（前年度未収金）	
	自己資金				
	基本貸付料				
	附加貸付料				
	継続貸付料等				
	運用益				
	その他（　）				
	計　B				
支出	貸付機械購入費		（本年度未払金）	（前年度未払金）	
	固定資産税				
	損害保険料				
	事業推進費				
	その他（　）				
	計　C				
次年度繰越金 D＝A＋B－C					
（うち附加貸付料等収入相当額）					

貸付残高等　（単位：円）

区　　分	発生ベース
次年度繰越金　D	
貸付残高　E	
計　D＋E	

2　年度別貸付機械取得資金の管理状況　（単位：円）

区　　分		令和　年度	～	令和　年度	備　考
前年度繰越金　A					
（うち附加貸付料等収入相当額）					
収入	補助金収入				
	自己資金				
	基本貸付料				
	附加貸付料				
	継続貸付料等				
	運用益				

	その他（　）				
	計　B				
支出	貸付機械購入費				
	固定資産税				
	損害保険料				
	事業推進費				
	その他（　）				
	計　C				
次年度繰越金 D＝A＋B－C					
（うち附加貸付料等 収入相当額）					

（注）金額は、発生ベースで記載すること。

貸付残高等　（単位：円）

区　　分	令和　年度	～	令和　年度	備　考
次年度繰越金　D				
貸付残高　E				
計　D＋E				

（注）金額は、発生ベースで記載すること。

別紙様式第８号

令和　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得
資金造成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年度の食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業について、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第９の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。
（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実績報告額
（令和　年　月　日付け　第　号による事業実績報告額）
金　　円

２　事業実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　資金補助金返戻相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況
〔　　〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由
〔　　〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第９号

令和　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得
資金造成事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書
（貸付機械取得資金閉鎖後）

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年度食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業について、食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業実施要綱第９の４の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　貸付機械取得資金管理状況報告額
（令和　年　月　日付け　第　号による貸付機械取得資金管理状況報告額）
金　　円

２　貸付機械取得資金管理状況報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　資金補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

〔　　〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

〔　　〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料